（技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百三条　前条の規定による改正後の技術研究組合法（次項において「新技術研究組合法」という。）第三十六条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に技術研究組合と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新技術研究組合法第三十六条の三の規定は、適用しない。

3　前条の規定による技術研究組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（割賦販売法の一部改正）

第百四条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第七号ハを同号ニとし、同号ロ中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

（商店街振興組合法の一部改正）

第百五条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の三第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第五十一条第五項第一号中「第五十一条の五第一項」を「第五十一条の七第一項」に改める。

第五十一条の五第五項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改め、同条を第五十一条の七とする。

第五十一条の四中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加え、同条を第五十一条の六とする。

第五十一条の三の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第五十一条の四　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第五十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第五十条第一項及び第三項並びに第五十一条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第五十一条の五　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第五十条第一項及び第三項並びに第五十一条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第七十八条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第九十三条第一項第十四号中「含む。）」の下に「又は第五十一条の四第四項」を加える。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百六条　前条の規定による改正後の商店街振興組合法（次項において「新商店街振興組合法」という。）第五十一条の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に商店街振興組合又は商店街振興組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新商店街振興組合法第五十一条の五の規定は、適用しない。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第百七条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十四条の二及び第二十四条の三を削る。

第二十五条第一項中「組合の」の下に「主たる」を加える。

第二十六条第一項中「、第二十四条及び第二十四条の二」及び「及び第二十四条の三」を削る。

第三十三条中「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に、「商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条」を「同条」に改める。